

## 議案第139号

平成27年度福岡市国民健康保険事業特別会計予算の補正に関する専決処分について

保険給付費の額の増加に伴い予算の補正をする必要があったので、平成27年度福岡市国民健康保険事業特別会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日次のように専決処分した。

平成27年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度福岡市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,144,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円 30,356,225	千円 363,000	千円 30,719,225
(1) 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	30,356,225	363,000	30,719,225
歳 入 合 計		169,781,496	363,000	170,144,496

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(2) 保 険 給 付 費		千円 96,148,100	千円 363,000	千円 96,511,100
	1. 法 定 給 付 費	96,148,100	363,000	96,511,100
歳 出 合 計		169,781,496	363,000	170,144,496

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎